

重要事項説明書

社会福祉法人 優輝福社会

障害者多機能型事業所

コージーガーデン

障害者多機能型事業所コージーガーデン 重要事項説明書

あなたに対するサービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

| | |
|---------|------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人 優輝福祉会 |
| 所 在 地 | 広島県三次市吉舎町吉舎606番地 |
| 電 話 番 号 | 0824-43-3121 |
| 代表者氏名 | 理事長 森重 利夫 |
| 設 立 年 月 | 平成2年12月13日 |

2. 利用施設

| | |
|-------------------|--|
| 事業の種類 | <input type="checkbox"/> 指定生活介護事業 <input type="checkbox"/> 指定就労継続支援B型事業 <input type="checkbox"/> 指定就労移行支援事業 |
| 事業所の名称 (事業所番号) | 障害者多機能型事業所コージーガーデン 平成24年1月1日指定(3411901048) |
| 事業所の所在地 | 広島県三次市大田幸町10266番地4 |
| 連 絡 先 | 電話番号 0824-66-3555 ファックス 0824-66-2839 E-MAIL cozy@yuukifukushikai.com |
| 管 理 者 | 熊原 晋 司 |
| サービス管理責任者 | 柳 田 美 恵 |
| サービスの実施地域 | 庄原市、三次市 |
| 主たる対象者 (生活介護) | 常時介護が必要な障害者であって、障害程度区分3(併せて施設入所支援を利用する場合は区分4)以上である者、又は年齢が50歳以上で、障害程度区分2(併せて施設入所支援を利用する場合は区分3)以上である者 |
| (就労B型) | 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち次のいずれかに該当する者 ①就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援事業を利用した結果、B型の利用が適当と判断された者 ③上記に該当しない者で、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 |

| | |
|--------|--|
| (就労移行) | 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障害者（65歳未満） |
| 定員 | (生活介護) 20名 (就労B型) 20名 (移行支援) 6名 |
| 開設年月日 | 平成24年1月1日 |

3. サービスの目的・運営方針

| | |
|--------|---|
| (生活介護) | 介護、日常生活上の支援、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供、これらを通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的とします。 |
| (就労B型) | 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように就労の機会を提供します。 |
| (就労移行) | 事業所における作業や、企業における実習等、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を通じ、適性に合った職場への就労・定着を目的とします。 |
| 運営方針 | <p>利用者が充実した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を取り巻く社会資源等との連携に努め社会的自立にむけた支援をします。</p> <p>地域との結びつきを重視し、地域住民等との交流機会や連携を積極的に行うことで地域に開かれた事業運営を行います。</p> <p>個人情報（本人及び家族）は、秘密保持を原則とし、あらかじめ使用目的を明らかにし、同意を得た上で使用する等、適正な管理に努めます。</p> <p>利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。</p> <p>常に利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整えると共に従業者に対する研修を実施する等の措置を講じます。</p> |

4. サービスに係る設備の概要

| | 部屋数 | 備考 |
|--------|-----|-------------------------|
| 訓練・作業室 | 3 | 作業訓練室及び、喫茶レストランにおける作業など |
| 相談室 | 1 | |
| 洗面所 | 1 | |
| 便所 | 2 | |

| | | |
|------|---|--|
| 多目的室 | 1 | |
| 食堂 | 1 | |
| 浴室 | 1 | |

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の設備を設置しています。

5. サービス提供職員の配置状況及び勤務体系等 令和6年4月1日現在

| | 生活介護 | 就労B型 | 就労移行 |
|-----------|------------------|----------------|---------|
| 管理者 | 1名（常勤） | | |
| サービス管理責任者 | 1名（常勤） | | |
| 看護職員 | 2名（非常勤2名） | | |
| 生活支援員 | 16名（常勤1名・非常勤15名） | 1名（常勤） | 1名（常勤） |
| 就労支援員 | — | — | 1名（常勤） |
| 職業指導員 | — | 5名（常勤1名・非常勤4名） | 2名（非常勤） |
| 目標工賃達成指導員 | — | 1名（常勤） | — |
| 栄養士 | 1名（非常勤） | 1名（非常勤） | 1名（非常勤） |

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し上記の職種の職員を配置しています。

6. 営業日と営業時間

| | 生活介護 | 就労B型 | 就労移行 |
|----------|--|------------------------------------|------------------------------------|
| 営業日 | 月曜日から土曜日まで（ただし、12月31日から1月3日までを除く。） | 月曜日から日曜日まで（ただし、12月31日から1月3日までを除く。） | 月曜日から金曜日まで（ただし、12月31日から1月3日までを除く。） |
| 営業時間 | 午前8時30分から午後5時まで | | |
| サービス提供時間 | 午前9時30分から午後4時まで 午前9時30分から午後3時30分まで（木曜日） ただし、時季や作業により時間を変更する場合がある（就労B型） | | |

7. サービス提供の内容

(1) 介護給付費等対象サービス内容

| サービスの種類 | サービスの内容 | |
|---------|----------|--|
| 生活介護 | 相談及び援助 | 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 |
| | 訓練 | 生活能力の維持向上のための食事や家事等の日常生活能力を向上するための訓練を行います。(日常生活訓練・社会適応訓練等) |
| | 介護 | 利用者の状況に応じて適切な技術をもって食事・整容・更衣・排泄等生活全般にわたる援助を行います。 |
| | 事業所外支援 | 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。 |
| | 健康管理 | 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。 |
| | 創作的活動 | 創作的活動の機会を提供します。 |
| | 生産活動 | 軽作業等の生産活動の機会を提供します。 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 |
| | 送迎サービス | 希望により送迎を行います。 |
| 就労B型 | 訓練 | 就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 |
| | 生産活動 | 生産活動の機会を提供します。 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 |
| | 実習の支援 | 事業所とは別の場所で行われる企業における実習への支援を行います。 |
| | 送迎サービス | 自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。 |
| 移行支援 | 就労移行支援 | 生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や就労に関する相談等の支援を行います。(原則2年間) |
| | 就労アセスメント | 利用者の職業の可能性を評価し、能力を活かすために、本人の現状とニーズに対し必要な情報を把握することで、一般就労も目的とした支援体制の構築を目指します。 |

| | |
|-----------------|---|
| 在宅において利用する場合の支援 | 「通所の困難性」及び「在宅での事業実施の妥当性」のどちらにも該当すると判断される利用者においては、在宅での訓練や支援を提供します。その際、在宅利用者への定期的な訪問を行います。 在宅利用者は、原則として月1日は通所することとします。 |
| 求職活動等の支援 | 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら求職活動の支援を実施し、利用者の適正やニーズに応じた職場開拓に努めます。 |
| 就労定着支援 | 利用者が就労した後、定着するまでの間、定期的に連絡・相談等の支援を行います。 |

(2) 介護給付費等対象外サービス内容（共通）

| サービスの種類 | サービスの内容 | 金額 |
|---------------|--|-------------------|
| 食事サービス | 希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～ ※低所得者の軽減措置適用の場合 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バラエティーに富んだ手作りの食事を提供します。 | 600円 ※300円 |
| 洗濯代 | | 100円/回 |
| 創作的活動及び生産活動等 | 創作的活動及び生産活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用をいただきます。 | 実費 |
| 日常生活上必要となる諸経費 | 利用者の日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 | 実費 |
| 社会生活上の便宜の供与等 | 日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。 | 無料 |
| 通常実施地域外の交通費 | 通常実施地域外の送迎等にかかる交通費をいただきます。 | 38円/ 路程1km |
| その他 | サービス提供記録等の複写代 | 10円/枚 |

<サービスの概要>

サービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者に対し説明を行い、同意（記名捺印）をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

8. 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービス内容の料金

介護給付費等によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領す

る) 場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。(応能負担)

なお、応能負担の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

介護給付費等から給付されるサービス (10 円/単位)

(□ 生活介護)

(1 日につき)

| 報酬単価の算定要件 | | 単位数 | |
|--------------------------|--|-------|----|
| <input type="checkbox"/> | 生活介護サービス費 定員 41 人以上 60 人以下 各支援区分に応じて基本単位を算定します。 | | |
| <input type="checkbox"/> | 区分 6 (3 時間未満) | 445 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 5 (3 時間未満) | 328 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 4 (3 時間未満) | 224 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 3 (3 時間未満) | 198 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 2 以下 (3 時間未満) | 181 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 6 (3 時間以上 4 時間未満) | 555 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 5 (3 時間以上 4 時間未満) | 410 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 4 (3 時間以上 4 時間未満) | 281 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 3 (3 時間以上 4 時間未満) | 247 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 2 以下 (3 時間以上 4 時間未満) | 226 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 6 (4 時間以上 5 時間未満) | 666 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 5 (4 時間以上 5 時間未満) | 493 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 4 (4 時間以上 5 時間未満) | 337 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 3 (4 時間以上 5 時間未満) | 297 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 2 以下 (4 時間以上 5 時間未満) | 271 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 6 (5 時間以上 6 時間未満) | 778 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 5 (5 時間以上 6 時間未満) | 574 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 4 (5 時間以上 6 時間未満) | 393 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 3 (5 時間以上 6 時間未満) | 346 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 2 以下 (5 時間以上 6 時間未満) | 316 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 6 (6 時間以上 7 時間未満) | 1,082 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 5 (6 時間以上 7 時間未満) | 800 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 4 (6 時間以上 7 時間未満) | 547 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 3 (6 時間以上 7 時間未満) | 483 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 区分 2 以下 (6 時間以上 7 時間未満) | 441 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 人員配置体制加算 (IV) 定員 20 人以下 | 51 | 単位 |
| | 直接処遇生活支援員等を加配した場合に算定します。 | | |

| | | | |
|--------------------------|---|--------------------------------------|------------------|
| <input type="checkbox"/> | 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 生活支援員等のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上雇用されている事業所について算定します。 | 6 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 高次機能障害者支援体制加算 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画相談支援を行っている場合に算定します。 | 41 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 初期加算（利用開始日から 30 日を限度） サービス利用の利用開始日から起算して 30 日以内において算定します。 | 30 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 訪問支援特別加算 連続した 5 日間、生活介護等の利用がなかった場合において、生活介護計画等に基づき、利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合 1 時間未満若しくは 1 時間以上で月 2 回まで算定します。 | 1 時間未満 1 回につき 1 時間以上 1 回につき | 187 単位 280 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 欠席時対応加算 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否確認等をおこなった場合に月 4 回を限度とし算定します。 | 1 回につき 94 | 単位 |
| 重度障害者支援加算 | | | |
| <input type="checkbox"/> | （Ⅰ）重度心身障害者が 2 名以上利用しており、人員配置体制加算（Ⅰ）と常勤看護職員配置加算（Ⅲ）を算定配置している場合に算定します。 | 50 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | （Ⅱ）生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分 6 かつ行動関連項目 10 点以上のものに対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合に算定します。 ※加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内 | 360 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | （Ⅲ）生活支援員のうち 20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分 4 以上かつ行動関連項目 10 点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シートに基づき個別支援を行った場合 ※加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内 | 180 | 単位 |
| 延長支援加算 | | | |
| <input type="checkbox"/> | （Ⅰ）1 時間未満の延長支援を行った場合 1 日につき算定します。 | 1 時間未満 1 回につき | 61 単位 |
| <input type="checkbox"/> | （Ⅱ）1 時間以上の延長支援を行った場合 1 日につき算定します。 | 1 時間以上 1 回につき | 92 単位 |

| | | | |
|---|--|-----|----|
| □ | 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回を限度として算定します。 | 150 | 単位 |
| □ | 食事提供体制加算 低所得者を対象として食費の負担限度額となります。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当分として加算算定します。 | 30 | 単位 |
| □ | 緊急時受入加算 障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に算定します。 | 100 | 単位 |
| □ | 送迎加算(Ⅰ) 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に片道につき算定します。 | 21 | 単位 |
| □ | 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ) 生活介護事業所等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定します。サービス利用初日から5日までの期間とします。 | 500 | 単位 |
| □ | 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 生活介護事業所等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定します。サービス利用6日から15日までの期間とします。 | 250 | 単位 |
| □ | 就労移行支援体制加算 定員20人以下 生活介護の利用を経て一般就労し、就職後6月以上、職場への定着支援をしている者がいる場合の定着実績を評価し算定します。 | 42 | 単位 |
| □ | 入浴支援加算 医療的ケアが必要な方・重度心身障害の方に入浴支援を行った場合に算定します。 | 80 | 単位 |
| □ | 喀痰吸引等実施加算 医療的ケアが必要な者であって、喀痰吸引等が必要な者に対して喀痰吸引等を実施する者として登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のための研修を修了した職員が喀痰吸引等を実施した場合に算定します。 | 30 | 単位 |

| | | | |
|---|---|--------------------------|----|
| □ | 栄養スクリーニング加算 | 5 | 単位 |
| | 利用開始時、利用中 6 月ごとに、利用者の栄養状態を確認し、その情報を担当する相談支援専門員に提供した場合に算定します。 | | |
| □ | 栄養改善加算 | 200 | 単位 |
| | 低栄養、または過栄養状態にある利用者、またはその恐れがある利用者に対し、個別的な栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものを行った場合に3月以内の期間で1月2回算定します。 | | |
| □ | 集中的支援加算 | 1,000 | 単位 |
| | 状態が悪化した強度行動障害を有する児への集中的支援を行った場合に月4回を限度に算定します。 | | |
| □ | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 総単位数 ×加算率（4.4%） 単位 | |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の4.4%を算定します。 | | |
| | 福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用となります。 | | |
| □ | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 総単位数 ×加算率（1.4%） 単位 | |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.4%を算定します。 | | |
| | 福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有すると認められる者を対象として更なる処遇改善を図るための費用となります。 | | |
| □ | 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 総単位数 ×加算率（1.1%） 単位 | |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.1%を算定します。 | | |
| | 福祉・介護職員等を中心とした従事者の処遇改善を図るための費用となります。 | | |

（□ 就労B型）

| 報酬単価の算定要件 | | 単位数 | |
|---------------------------------------|--|-----|----|
| 就労継続支援B型サービス費（Ⅰ）（6:1） 定員41人以上60人以下 | | | |
| □ | 前年度の平均工賃額が4万5千円以上の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 700 | 単位 |
| □ | 前年度の平均工賃額が3万5千円以上4万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 674 | 単位 |

| | | | |
|--------------------------|--|--|----|
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が3万以上3万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 636 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が2万5千円以上3万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 620 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が2万以上2万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 600 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が1万5千円以上2万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 586 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が1万以上1万5千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 563 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が1万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 494 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所について算定します。 | 6 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 高次機能障害者支援体制加算 高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画相談支援を行っている場合に算定します。 | 41 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 初期加算(利用開始日から30日を限度) サービス利用の利用開始日から起算して30日以内において算定します。 | 30 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 訪問支援特別加算 連続した5日間、就労支援等の利用がなかった場合において、就労継続支援B型計画等に基づき、利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合1時間未満若しくは1時間以上で月2回まで算定します。 | 1時間未満 1回につき 187 単位 1時間以上 1回につき 280 単位 | |
| <input type="checkbox"/> | 欠席時対応加算 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否確認等をおこなった場合に月4回を限度とし算定します。 | 1回につき 94 | 単位 |
| 就労移行支援体制加算(Ⅰ) 定員20人以下 | | | |
| | 就労継続支援B型支援の利用を経て一般就労し、就職後6月以上、職場への定着支援をしている者がいる場合の定着実績を評価し算定します。 | | |

| | | | |
|--------------------------|--|-------|----|
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 4 万 5 千円以上の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 93 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 86 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 3 万円以上 3 万 5 千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 79 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 2 万 5 千円以上 2 万 5 千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 72 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 2 万円以上 2 万 5 千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 65 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 1 万 5 千円以上 2 万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 58 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 1 万円以上 1 万 5 千円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 51 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 前年度の平均工賃額が 1 万円未満の場合の区分として基本報酬を算定します。 | 48 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 就労移行連携加算 就労移行支援事業所との連絡調整や特定相談支援事業所への情報提供などを実施した際に算定します。 | 1,000 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 目標工賃達成指導員配置加算 イ) 定員 20 人以下 就労継続支援 B 型サービス費(I)を算定する事業所で目標工賃達成計画を作成するとともに、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該指導員等の総数が常勤換算方法で利用者の数を 6 で除した数以上である配置の場合に算定します。 | 45 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 目標工賃達成加算 工賃向上計画に基づき、工賃が実際に向上した場合に算定します。 | 10 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 利用者負担上限額管理加算(月 1 回を限度) 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月 1 回を限度として算定します。 | 150 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 食事提供体制加算 低所得者を対象として食費の負担限度額となります。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当分として加算算定します。 | 30 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 送迎加算 (I) | 21 | 単位 |

| | | | |
|--------------------------|--|--------------|----|
| | 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に片道につき算定します。 | | |
| <input type="checkbox"/> | 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅰ） 就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定する。サービス利用初日から5日までの期間とします。 | 500 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 障害福祉サービスの体験利用支援加算（Ⅱ） 就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の日中活動系サービス体験利用支援を評価し算定します。サービス利用6日から15日までの期間とします。 | 250 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 在宅時生活支援サービス加算 在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援を受けている同一時間帯に生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に算定します。 | 300 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 社会生活支援特別加算 適切な支援を行うために必要な職員や、その職員の支援の研修環境などが整っている場合に算定します。 | 480 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 地域協働加算 生産活動の一環として地元企業や自治体、住民などと協働し、その取組み外部に公表した場合に算定します。 | 30 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | ピアサポート実施加算 指定のピアサポート研修を修了した障害や難病のある・または過去にあった職員（以下、障害のある職員）などを配置し、ピアサポートとしての支援を実施した場合に算定します。 | 1月につき 100 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 緊急時受入加算 障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に算定します。 | 100 | 単位 |
| <input type="checkbox"/> | 集中的支援加算 状態が悪化した強度行動障害を有する児への集中的支援を行った場合に月4回を限度に算定します。 | 1,000 | 単位 |

| | | |
|---|---|--------------------------|
| □ | 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 総単位数 ×加算率（5.4%） 単位 |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の5.4% | |
| | 福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用となります。 | |
| □ | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 総単位数 ×加算率（1.7%） 単位 |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.7% | |
| | 福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有すると認められる者を対象として更なる処遇改善を図るための費用となります。 | |
| □ | 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 総単位数 ×加算率（1.3%） 単位 |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.3% | |
| | 福祉・介護職員等を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用となります。 | |

（□ 就労移行）

（1日につき）

| 報酬単価の算定要件 | | 単位数 | |
|-----------|--|-------|----|
| □ | 就労移行支援サービス費（Ⅰ-3） 定員41人以上60人以下 | | |
| | □ 就職後6月以上定着率が5割以上の場合 | 1,023 | 単位 |
| | □ 就職後6月以上定着率が4割以上5割未満の場合 | 857 | 単位 |
| | □ 就職後6月以上定着率が3割以上4割未満の場合 | 711 | 単位 |
| | □ 就職後6月以上定着率が2割以上3割未満の場合 | 614 | 単位 |
| | □ 就職後6月以上定着率が1割以上2割未満の場合 | 515 | 単位 |
| | □ 就職後6月以上定着率が0割以上1割未満の場合 | 446 | 単位 |
| | □ 就職後6月以上定着率が0の場合 | 413 | 単位 |
| □ | 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） | 6 | 単位 |
| | 生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所について算定します。 | | |
| □ | 就労支援関係研修終了加算 | 6 | 単位 |
| | 定められた研修を終了した職員を1名以上配置していることで算定します。 | | |
| □ | 高次機能障害者支援体制加算 | 41 | 単位 |
| | 高次脳機能障害者支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置し、利用者に対して指定計画相談支援を行っている場合に算定します。 | | |

| | | | |
|------|--|--|----|
| □ | 初期加算(利用開始日から30日を限度) | 30 | 単位 |
| | サービス利用の利用開始日から起算して30日以内において算定します。 | | |
| □ | 訪問支援特別加算 | 1時間未満 1回につき 187単位 1時間以上 1回につき 280単位 | |
| | 連続した5日間、就労支援等の利用がなかった場合において、就労移行支援計画等に基づき、利用者の居宅を訪問し相談援助を行った場合1時間未満若しくは1時間以上で月2回まで算定します。 | | |
| □ | 欠席時対応加算 | 1回につき 94 | 単位 |
| | 利用予定日に急病等で利用中止となった場合に安否確認等をおこなった場合に月4回を限度とし算定します。 | | |
| □ | 利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) | 150 | 単位 |
| | 利用者負担額合計額の管理を行った場合、業務負担を評価する加算を月1回限度として算定します。 | | |
| □ | 食事提供体制加算 | 30 | 単位 |
| | 低所得者を対象として食費の負担限度額となります。食材費相当の額は負担徴収となり、人件費相当分として加算算定します。 | | |
| □ | 移行準備支援体制加算 | 41 | 単位 |
| | 前年度に施設外支援を利用者定員の50%以上の人数に実施しており、職場実習や求職活動において職員が同行し支援を行った場合に算定します。 | | |
| 送迎加算 | | 片道につき | 単位 |
| □ | (I)1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に片道につき算定します。 | 21 | |
| □ | 障害福祉サービスの体験利用支援加算(I) | 500 | 単位 |
| | 就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の日中活動系サービス体験利用支援を評価を評価し算定する。サービス利用初日から5日までの期間とします。 | | |
| □ | 障害福祉サービスの体験利用支援加算(II) | 250 | 単位 |
| | 就労支援事業所等における体験の機会・場の機能を強化する観点から、拠点等として機能を担う場所の日中活動系サービス体験利用支援を評価を評価し算定する。サービス利用6日から15日までの期間とします。 | | |

| | | | |
|------------|--|--------------------------|----|
| □ | 通勤訓練加算 | 800 | 単位 |
| | 外部から専門職員を招き、盲人つえを使い訓練を行った場合に算定できる加算です。 | | |
| □ | 在宅時生活支援サービス加算 | 300 | 単位 |
| | 在宅利用者が就労移行支援又は就労継続支援をうけている同一時間帯に生活支援に関する支援を当該サービス提供事業所の負担において提供した場合に算定します。 | | |
| □ | 社会生活支援特別加算 | 480 | 単位 |
| | 適切な支援を行うために必要な職員や、その職員の支援の研修環境などが整っている場合に算定します。 | | |
| 地域連携会議実施加算 | | | |
| □ | (Ⅰ) サービス管理責任者が支援計画等の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に算定します。 | 1回につき 583 | 単位 |
| □ | (Ⅱ) サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が支援計画等の原案の内容及び実施状況について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に算定します。 | 1回につき 408 | 単位 |
| □ | 緊急時受入加算 | 100 | 単位 |
| | 障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に算定します。 | | |
| □ | 集中的支援加算 | 1,000 | 単位 |
| | 状態が悪化した強度行動障害を有する児への集中的支援を行った場合に月4回を限度に算定します。 | | |
| □ | 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 総単位数 ×加算率(6.4%) 単位 | |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の6.4%を算定します。 福祉・介護職員を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用となります。 | | |
| □ | 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 総単位数 ×加算率(1.7%) | |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.7% | | |

| | | |
|---|---|--------------------------|
| | を算定します。 | 単位 |
| | 福祉・介護職員等で介護福祉士、経験及び技能を有すると認められる者を対象として更なる処遇改善を図るための費用となります。 | |
| □ | 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 総単位数 ×加算率（1.3%） 単位 |
| | 1月の基本サービス費と各種加算額の合計額の1.3%を算定します。 | |
| | 福祉・介護職員等を中心とした従業者の処遇改善を図るための費用となります。 | |

(2) 介護給付費等対象外サービス内容の料金

上記「7. サービス提供の内容（2）介護給付費等対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り直し料金

利用者がサービス利用の取り直し（キャンセル）する場合は、利用予定日の1日前までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の1日前までに申出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

| | |
|-----------------------|------|
| キャンセル料（食費の実費相当額）1日あたり | 600円 |
|-----------------------|------|

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 金融機関口座からの口座振替

※ご利用できる金融機関：ゆうちょ銀行、JA、広島みどり信金

9. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8：30～午後5：00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。

但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

| | |
|---------------|---|
| 利用者のかかりつけ医療機関 | 医療機関名： _____ 診療科： _____ 主治医： _____ 所在地： _____ 電話番号： _____ |
| 緊急連絡先① | 住所： _____ 電話番号： _____ 携帯電話： _____ 氏名： _____ 続柄： _____ |
| 緊急連絡先② | 住所： _____ 電話番号： _____ 携帯電話： _____ 氏名： _____ 続柄： _____ |

11. 協力医療機関

(1)

| | |
|---------|-----------------|
| 医療機関の名称 | 高場クリニック |
| 医院長名 | 高場 憲夫 |
| 所在地 | 三次市三良坂町三良坂877-5 |
| 電話番号 | 0824-44-2057 |
| 診療科 | 内科 |

12. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情・虐待等申立先

| | |
|-----------------|---|
| 当事業所 ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情・虐待窓口担当者 柳田 美恵 ・ 苦情・虐待解決責任者 熊原 晋司 ・ ご利用時間 8:30 ~ 17:00 ・ 電話番号 0824-66-3555 ・ F A X 0824-66-2839 ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。 |
|-----------------|---|

| | |
|----------------------|---|
| 第三者委員 | 上杉千恵美 電話番号0824-73-0559 歌手 |
| | 奥 易之 電話番号0824-88-2548 無職 |
| | 宮崎 文隆 電話番号0824-66-2317 団体役員 |
| 三次市役所 社会福祉課障害者福祉係 | ・所在地：広島県三次市十日市東3-14-1 ・電話番号：0824-65-2051 |
| 広島県運営適正化委員会 | ・所在地：広島県広島市南区比治山本町12-2 ・電話番号：082-254-3419 ・F A X：082-569-6161 |

13. 非常災害時の対策

| | |
|--------|---|
| 非常時の対応 | 別途定める消防計画書により対応いたします。 |
| 平時の訓練 | 別途定める消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。 |
| 防災設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・消火器 有 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 |
| 消防計画 | 消防署への届出日：令和2年10月21日 防火管理者：今井 耕平 |
| 保険加入 | 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社 損害保険ジャパン 加入保険内容：社会福祉施設総合損害補償 |

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

| | |
|----------------|---|
| 設備・器具の利用 | 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。 |
| 喫煙 | 全館禁煙です。 |
| 貴重品の管理 | 貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。 |
| 宗教活動、政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |

令和 年 月 日

指定障害者福祉サービス多機能型事業所コージーガーデンの提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者名 : 社会福祉法人 優輝福社会
事業者住所 : 広島県三次市吉舎町吉舎 606 番地
事業所名 : 障害者多機能型事業所コージーガーデン
代表者氏名 : 理事長 森重 利夫 印

説明者職名 : _____ 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害者多機能型事業所コージーガーデンの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

(利用者)
住所 : _____

氏名 : _____ 印

(代筆者)
住所 : _____

氏名 : _____ 印

続 柄 : _____

(代筆理由 : _____)

(ご家族代表)
住所 : _____

氏名 : _____ 印

続 柄 : _____